

明石市高齢者の介護職就職奨励給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の介護職場での就労を促進し、高齢者の生きがいづくり及び介護人材の確保を図るため、介護職就職奨励給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当すること

ア 平成31年4月1日以降に別表第1に掲げる事業所（以下「介護サービス事業所」という。）で勤務を開始し、当該勤務を開始した日において満65歳以上であること。

イ 平成31年4月1日以降に別表第2に掲げる資格を取得し、又は研修を終了し、かつ、当該資格を取得し、又は研修を修了した日において満65歳以上であること。

(2) 第4条の規定により給付金の交付を申請する日において、次に掲げる事由のいずれにも該当する者

ア 市内に住所を有すること。

イ 介護サービス事業所で勤務しており、かつ、当該事業所における勤務開始日から起算して3月以上経過していること。

ウ 別表第2に掲げる資格を取得し、又は研修を修了していること。

(3) 国、他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 過去に本要綱に基づく給付金の交付を受けていないこと。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、20,000円とする。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市介護職就職奨励給付金交付申請書（以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、給付金の交付の決定をしたときは、明石市介護職就職奨励給付金交付決定書により、交付しないことを決定したときは、明石市介護職就職奨励給付金不交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による給付金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をした場合は、申請者に対して給付金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和元年8月26日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス(居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)、同条第14項に規定する地域密着型サービス並びに同条第26項に規定する施設サービス(介護医療院サービスを除く。)、第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)並びに同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス並びに明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年3月28日制定)第3条第1項第1号ア、ウ及びオからキまでに掲げる事業を行う事業所であって、市内に所在するもの

別表第2 (第2条関係)

介護福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修 その他市長が別に定めるもの
